

水道料金の共用計算の方法について

アパートなどの集合住宅等において、水道水を1つの水道メーターから複数の世帯や箇所で使用している場合は、使用者の方の申請によりまして水道の用途を「共用」とすることができます。

「共用」の場合の水道料金は、使用量を申請いただいた戸数で割って1戸あたりの料金をメーターの口径13mmとみなして算出し、それに戸数を乗じて算出しますが、その計算例は次のとおりです。

■「共用」の場合の水道料金計算方法

◆使用水量が(基本水量×戸数)以内の場合

・水道料金 = (口径13mmの基本料金) × 戸数 × 1.10

例) 4戸で2ヶ月の使用水量が30m³の場合
(基本水量×戸数 = 10m³ × 4戸 = 40m³ > 30m³)
1,668円 × 4戸 × 1.10 = **7,339円**

◆使用水量が(基本水量×戸数)を超える場合

・水道料金 = 1戸あたりの料金(口径13mmの基本料金+従量料金) × 戸数 × 1.10
1戸あたりの従量料金は、(使用水量÷戸数)で1戸あたりの使用水量を算出し、その水量に口径13mmの従量料金の表を当てはめて算出します。

例) 4戸で2ヶ月の使用水量が300m³の場合
(基本水量×戸数 = 10m³ × 4戸 = 40m³ < 300m³)

1戸当たりの基本料金	1,668円…①
従量料金	300m ³ ÷ 4戸 = 75m ³ ← 1戸当たりの使用量
10m ³ まで	基本水量 0円
11m ³ ～20m ³	63円 × 10m ³ = 630円
21m ³ ～40m ³	128円 × 20m ³ = 2,560円
41m ³ ～60m ³	143円 × 20m ³ = 2,860円
61m ³ ～75m ³	196円 × 15m ³ = 2,940円
<hr/>	
1戸当たりの従量料金	8,990円…②

基本料金① + 従量料金② = 10,658円
1戸当たりの料金 × 戸数 = 10,658円 × 4戸 = 42,632円
42,632円 × 1.10 = **46,895円**

※ご注意

「共用戸数計算中止申請書」を提出して「一般」に戻しますと、再度「共用」に変更することはできませんので注意してください。